

平成27年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回） 会議録

1. 会議名称 平成27年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成27年4月15日（水）午後3時30分～午後5時
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎5階庁議室
5. 出席者
委員
中川会長、五十嵐委員、児玉委員、小部委員、竹内委員、田村委員、豊田委員、永山委員
保坂区長
事務局
本橋財務部長、梅田経理課長、田村契約係長、高橋、村上、林田
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号口）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 委員委嘱・紹介
 3. 区長あいさつ
 4. 議題
 - （1）会長及び副会長の選任
 - （2）今後の進め方等について
労働報酬専門部会
入札監視委員会
 - （3）世田谷区公契約条例制定の経緯と概要について
 - （4）その他
 5. 閉会

平成 27 年 4 月 15 日

世田谷区公契約適正化委員会（第 1 回）

事務局 それでは、大変お待たせをいたしました。ただいまから世田谷区公契約適正化委員会を開催させていただきます。

私は、財務部長の本橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は第1回目ということでございまして、本委員会の会長が選任されるまでの間、私のほうで進行させていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

お手元に本日の資料を配付しております。まず資料の確認をさせていただきたいと存じます。おめくりいただいて、最初に次第がついておりまして、適正化委員会の配付資料の一覧、そして資料1が名簿、資料2が公契約適正化委員会についてということで、目的、役割等を記してあります。資料3が、これは昨年、世田谷区がプレス発表したときの公契約条例の内容ということでございます。それから、資料4が公契約条例、資料5が公契約条例施行規則となっております。あとは個人的な手続処理の書類等でございます。不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第の2になりますけれども、委員を委嘱することでございます。1枚目、委員の委嘱でございますが、それはもう既に委員の皆様の席に席上配付という形で委嘱状を置かせていただいております。万が一手違いがございましたら、後ほどおっしゃっていただければと思います。

引き続きまして、委員の皆様方からの御紹介ということですが、自己紹介形式で、名簿にございますように、順番に自己紹介をしていただければと思います。

(各委員の自己紹介)

事務局 なお、名簿2番目の三浦委員ですが、きょうは所用により欠席ということで御連絡が来ています。

それでは、続きまして3番目、保坂展人世田谷区長より御挨拶をいたします。区長、お願いいたします。

区長 改めまして、皆さん、本日はお忙しいところを御参集いただきましてありがとうございます。世田谷区長の保坂展人です。

第1回世田谷区公契約適正化委員会ということで、これから開会をするわけでございます。資料4に公契約条例の条文が載っております。改めてということでありますけれども、この公契約条例に前文がございまして、この前文の2段落目には、公共調達における事業者間の競争が厳しくなっていること、一部においては採算を度外視した受注をせざるを得ない状況が見受けられるとか、ダンピング受注ということでございます。事業者が置かれた厳しい経営環境があり、そして不安定な雇用によって低賃金労働者の出現、労働条件の悪化ということに触れております。

また、低賃金とともに技能労働者の不足という構造的な問題が深刻になってきている。公共事業の品質確保のためにこの問題は座視し得ないということに触れた上で、第1条の目的のところでも3行目ですが、公契約において適正な入札を実施し、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保及び事業者の経営環境の改善と公契約に係る業務の質の確保、区内産業の振興、地域経済の活性化、そして区民の生活の安全安心、福祉の増進ということを目標としている条例でございます。

今お話しがあったように、これはかなり長い間議論をされて、まさに現場で働く皆さんから、あるいは区議会を通して、私が区長に就任する前に、熊本前区長の時代に請願が提出をされ、全会一致でこの議論をしようということが可決された後に、バトンを引き継いだという関係にございます。（委員名）にはその委員になっていただいているわけですがけれども、この公契約のあり方の議論を1年半ほどしていただきまして、中間報告、最終報告と受け、そしてまた、区の第1次案というのをつくり、その中では労働報酬下限額についての明確な設定は当時はなかったわけでございますが、区議会での議論、また、さまざまな皆さんとの議論を踏まえまして、入札制度改革とこの労働報酬下限額の設定ということはやっぱりしっかりやってほしいという声を受けての9月、昨年でございますけれども、区議会でいろいろ議論があったあげく、大変多くの議員の皆さんに御理解をいただいて、全会一致でこの公契約条例が成立、制定相成ったというわけでございます。

具体的に4月1日から施行されているわけですがけれども、この公契約条例について、世田谷区の発注する建設3000万円以上、委託2000万円以上、こういった案件についてチェックシートを出していただいて、公契約条例の趣旨について御理解をいただいているかどうかのチェック体制を敷いていくとともに、先ほど事業者代表の方からもお話があったように、入札制度改革についてもバランスをとりながら進めていきますよということでもあります。

本日は、先生、御専門の見地から、また事業者側から、あるいは労働者側から、それぞれの立場を代表しての委員の方にお集まりいただきまして大変議論してつくり上げた条例でございますので、この検討会もぜひ検討会自身が実のある議論、そしてせっかく生み出した公契約条例なので、先ほどちょっと読み上げた条例の目的が少しでも進んでいく、実効性のある条例だね、そしてまた事業者の方々にも、こういうものができて区内産業の底上げになったというような内容に、ぜひ私としても取り組んでいきたいと思っております。そういった点で、区の事務局のほうもいろいろ用意はしてございますけれども、率直に御意見を出していただき、また運営のほうを密度濃くお願いできたらと思っております。

本日はありがとうございました。

事務局 大変恐れ入りますが、保坂区長はこの後公務のため退席をさせていただきます。

区長 では、よろしく申し上げます。

事務局 それでは続きまして、議題に入りたいと思います。議題の(1)会長及び副会長の選任ということですが、先に会長の選任をしたいと存じます。会長の選任でございますが、どなたか御推挙はいかがでございましょうか。

委員 事務局に一任したいと思います。

委員 進め方への異議ではないのですが、まず当委員会の仕事について簡単な構成、具体的に申しますと、今後私たち委員会の作業量がどんなものか、ある程度見通しを出していただいた上で進めたいと考えたので、その辺はいかがかなと思います。

委員 関連ですが、私も先ほどここへ来て、入札監視委員会の委員になると伺ったんですけども、私がきょうまで勉強してきた世田谷区公契約条例の中にはそういう話は入っていないんですね。きょう初めて伺って、ペーパーを見たら、資料2ですか、適正化委員会の内容と役割の(4)に入っています。順序から言うと、きょうの議題の(3)、この条例の制定の経過と概要、そしてこの委員会の役割、それを見てから誰が適正かという互選に入っていくべきではないかなと思うので、ぜひそういうふうに進めていただければと思います。

事務局 今、会長の互選に当たりましては、事務局一任という声と、それから、やはり会長を推薦するに当たっては、この委員会の中身をもう少し詳しく理解したいという発言がございました。私ども事務局はできる限りは事前に資料をお配りしてというふうに思っておりますが、今の御発言のとおり、まだ不明な点もおありのようでございますので、委員の皆様、差し支えなければ若干その点に触れさせていただいて、私ども事務局のほうから簡単な御説明なり、事務量という話もございましたので、後ほどスケジュールの中で御説明することにはなっておりますけれども、そうした私どもの説明を入れさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 お願いします。

事務局 では、事務局のほうから。

事務局 それでは、私のほうからこの世田谷区公契約適正化委員会資料2を参照しながら説明をさせていただきます。

御案内のとおり、この委員会につきましては、世田谷区公契約条例で規定された区長の附属機関でございます。委員会の目的としましては、公契約の履行過程全般における適正を確保するため設置されるものです。先ほど、区長のほうからも御挨拶がございましたが、各委員の皆様方におかれましては、この委員

会において公平公正な立場から、世田谷区の公契約の適正化に向けた貴重な御意見をいただければと存じます。

続きまして、この役割についての御説明でございますが、2のところに書いてあるとおり4つの事項について、区長の諮問をもとに調査審議していただき、答申をお願いする形となります。

まず、役割でございますが、(1)のところに公契約条例の解釈及び運用に関すること、これは条例の適用範囲の解釈が適切であるかどうかですとか、条例施行後の状況確認を行う等の役目を担っていただきます。

次に、(2)公契約の適正な履行を確保するために必要となる施策に関すること、こちらにつきましては、具体的には労働報酬専門部会において労働報酬下限額を審議していただきます。

次に、(3)になりますけれども、これにつきましては、区の入札その他の公契約手続に関する基本的事項に関することでございます。

(4)につきまして、前3号に掲げるもののほか、区の入札その他の公契約の手続における透明性及び公正性を確保するために区長が必要と認めることという形になっております。

委員の構成及び任期でございますが、委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する10名以内をもって組織するという形で、任期は2年でございます。再任可とすることもできる形をとっております。(1)学識経験者4名以内、(2)事業者及び労働者団体の代表者4名以内、(3)区内に住所、勤務先または通学先を有する者1名以内、(4)関係行政機関の職員1名以内となっております。

4のスケジュールについては、後ほどちょっと説明させていただきますが、まず裏面をめぐっていただきたいと思っております。1枚めぐっていただいて、私ども事務局のほうで考えている案としまして、公契約適正化委員会の中に労働報酬専門部会及び入札監視委員会、今までは入札監視委員会でしたけれども、今回、公契約適正化委員会ということで両方の、労働報酬の専門部会と、もう一つが入札監視委員会という2つのものを1つにまとめまして、適正化委員会という形につくっております。

労働報酬専門部会の目的及び役割につきましては、公契約適正化委員会に労働報酬下限額を審議していただくため設置するものでございます。委員構成でございますが、部会は、公契約適正化委員のうち、学識経験者並びに事業者及び労働団体の代表者から区長が指名した者をもって組織するという形をとらせていただいております。

また、もう一つの入札監視委員会のほうでございますが、平成26年度までは世田谷区が発注する公共工事等の入札及び契約手続における透明性及び公正性を確保するため入札監視委員会を設置し、外部の有識者による監視を実施して

きております。今回の公契約条例の施行にあわせまして、平成27年度からは公契約適正化委員会の一部門として考えている次第でございます。

表に戻っていただきまして、4の今後のスケジュールによっては、4月1日に公契約条例が施行されまして、4月中旬、今回、4月15日になりますが、公契約適正化委員会の開催、6月ぐらいに労働報酬専門部会の開催、11月ごろに入札監視委員会の開催、12月ごろに労働報酬専門部会の開催及び公契約適正化委員会の開催という形でスケジュールを組んでおりますが、これはあくまでも事務局のほうで組んでいる案でございますので、例えば労働報酬専門部会のほうの御議論の中で、これだけでは足りないという意見がございましたら、それはその都度、事務局のほうと調整していただいて開催するということも念頭に入れている次第でございます。

雑駁ではございますが、適正化委員会については以上でございます。

事務局 今、資料2に基づきまして説明をさせていただきました。

委員 ちょっと質問してもよろしいですか。入札監視委員会は、具体的にはどんな機能を果たしてこられて、今度、この適正化委員会に入れたことによって何か変わるんですか。一緒に行くのは何か水と油というような気が私はするんですけれども、今は先ほどいただいた入札監視委員会設置要綱を拝見して、どう見ても公契約条例と相入れないというか、余り関係ないというか、もちろん入札と契約という意味では一つの共通なんだけれども、わかりやすく言うと、ほかの自治体の関係で見ていると、公契約とはほとんど関係ないんじゃないかなと思う。そういう意味では、だから、私がそこに行くようになっているこの人の数でいくと、私はこの労働報酬専門部会の学識経験者、先ほどお話があった委員として呼ばれたのかなと先ほどまで思っていたんだけれども、何かいろいろ私の専門から見ると、むしろ近いのは労働報酬専門部会なので、私が入ったからということでバランスが崩れるわけじゃないんですよね。多分これを見ると2対2対2になるわけですよ。そういう意味では、私の所属については、先ほど委任されましたけれども、ぜひ再決定していただいて、労働報酬部会のほうに移させていただければということで希望を強く述べておきます。よろしく願いいたします。

事務局 今、御質問の中に、入札監視委員会の役割、機能という御質問をいただきました。あとは（委員名）の大切なお話がございました。まず先の御質問について事務局のほうから、入札監視委員会の区のほうの役割、あるいは今後、公契約適正化委員会の中で話し合う話、こういったほうの御説明をお願いいたします。

事務局 お話しの入札監視委員会の役割ですけれども、こちらにつきましては、世田谷区が発注する公共工事等の入札及び契約手続における透明性及び公

正性を確保するため、入札監視委員会を設置しております。この委員会につきましては、区が発注した工事、業務委託その他の契約に関し、入札及び契約手続の運用状況についての報告を受け、それを委員の先生の皆様がその内容について審議して、区に対して意見の具申を行っていただいております。また、その他区の入札及び契約手続における透明性及び公平性確保のために必要な事項について審議を行っていただき、区に提言を言っていただいております。

今回の公契約条例ですが、先ほど区長の御挨拶にもありましたけれども、前文にうたっておりますとおり、この公契約条例はいわゆる労働報酬専門部会というような労働報酬下限額を定めるだけでなく、区の入札制度等全てをトータルで見ていただきまして、それが結果として適正な労働条件を確保して、事業者の経営環境の改善も図り、もって公契約に係る業務の質の確保や区内産業の振興及び地域経済の活性化というような、最終的には区民の生活の安全安心及び福祉の増進も図ることを目的としておりますので、入札監視委員会と労働報酬専門部会とこれらトータルであわせた形で、最終的にはこちらの公契約適正化委員会のほうで最終的な審議をしていただくと。ですから、水と油というような御意見も確かにございますが、そこら辺も含めて何とか皆さんの御意見をいただきながら、トータルで区のほうに、区民の方に最終的には福祉の増進が還元される、そのような形を考えてこのような会を設定させていただいているということでございます。

委員 まだ納得はできないんですけれども、先ほど（委員名）が入札制度の改革ですか、改善というならば、まだこの委員会の中で存在意義があるかもしれないんだけど、外部の有識者によって監視する部分と、この公契約について、業者にとっても自治体にとっても労働者にとっても一番いい制度は何かという追求とはまた全然違うような気がするので、それを置くななんていう私は資格があるわけじゃないので、私としては、私の適格なところに配置をお願いしたいということを一言重ねて述べておきます。

事務局 御意見ということでよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 入札監視委員会のところ、先ほどちょっとお話がありましたけれども、区長に対して意見を具申することができるという内容が1つ入っていました。そういう中で、言ってみれば入り口の部分で指導という言い方をしたほうがいいかと思うんですが、出口のところにおいて、一昨年だったと思いますけれども、労務単価の引き上げということが一度行われております。それで、その労務単価引き上げに伴って、それが適切にそれぞれの入札された業者さんで行われているのかどうか、それをはっきり調べる必要があるということで、それぞれの受注されたところでアンケートをとられたり、実態はどうなっているのか

というような事柄を行いながら、そういう意味では、単に入札率がどこまでになったとかということではなくて、逆に言うと、入札率が極端に低くなるということは、ある意味ではどこかにしわ寄せが出てきて、機械的に言うと、入札率が下がるということは、それだけ出費が下がるということで、いいという話があるんだけど、果たしてそうなんだろうかと。それが適切に公共事業、それ以外に調達のところもあると思いますが、それに反映しているのかというような事柄、それに伴ってどうあるべきなのか。それが先ほどもありました入札制度としてどういうあり方がいいのかということの意見具申等にもつながっていけばということで、幾つかそこら辺の制度改革について、世田谷区のところではまだ具体的には行っておりませんが、ほかの区のところではこういった点の改良もすべきであるというような事柄を、入札監視委員会のほうから区長等に申し上げていくというようなところがあります。そういう意味では、その部分というのは入札結果ではなくて、入り口のところの問題ということに非常にかかわってきていて、それらがこれまでで言うと、区であるとか、その中で検討されて、今後はこういうような入札の仕方で行きますとかという類いの話なのかな。

委員 入札監視委員会でのいろんな議論は、さっきの業者の方も入った全体会で再び議論されるんでしょうか。あるいは労働報酬専門部会の話も、その委員じゃない人も、改めて全体委員会で意見を言う機会があるんでしょうか、私はどっちになるか、まだわかりませんが。

事務局 これは公契約適正化委員会の中にこういう役割が2つ、労働報酬専門部会、それから入札監視委員会、2つありますので、当然この間の公契約の適正化という全体的な話の中で双方から、こういう議論がありました、こういう形で今動いていますというような状況報告の場はありまして、それが当初、私どもの事務局案といたしまして、スケジュールの中にお示ししたこの資料2の4の今後のスケジュールで11月ごろということで、6月、11月、そして12月ということで、こういう流れで、今双方の議論を最後こういう形でまとめて、さらなる適正化に向けて動いていこうかという委員会でございます。

委員 私と違うの。いいですか、さっき私が言ったような意見が出ました。

委員 そうすると、今のお話からしますと、資料2の2ページ目でございます図の中身ですけれども、労働報酬専門部会と入札監視委員会というのは、それぞれ委員は別々に組織されるのですか。

事務局 それはちょっと私のほうから説明させていただきますが、図のほうで示しているように、ここの適正化委員会の中の委員さんたちを労働報酬専門部会委員と入札監視委員会の委員さんと2つに分けるような形になっているということを今考えております。

委員 分けるという意味は、所属を分け、それで四角い枠の外に入札監視委員会が出されていますが、条例設置上はこの四角の枠について公契約条例委員会、その外側には、また入札監視委員会の設置に係る条例なり要綱なり規則なりで定められたものがあり、ある議題に対しては中に入り、ある場合には外に出るといふ、そういう存在なのですか。

事務局 今の入札監視委員会につきましては、こちらは要綱にて設置をされております。このたび公契約条例が平成27年4月1日から施行されますので、先ほど申し上げた公契約適正化委員会の役割の中に区の入札その他公契約の手續に関する基本的事項に関するものということがございますので、この部分を入札監視委員会という今までの役割をこの中で解釈させていただいて、公契約適正化委員会の中に1つの部門として取り入れさせていただく、そういうような形でございます。

委員 ということは、適正化委員会のメンバーは、ここに書いてある事業者代表、労働者代表と学識からの誰かが入って運営する。それ以外の、例えば区民代表とか行政機関の代表者はこちらには入らないということですか。

事務局 入札監視委員会につきましては、今現在の運営の仕方としましては、学識経験者の方御3名という形で行っておりますので、区民の方等につきましては入っていただくようなことは、今の事務局の案としては考えておりません。

委員 そうすると、公契約条例の設置に係る条例とその規則から見ると1つの委員会になっていますね。けれども、入ってみると部屋は別ですということです。労働報酬専門部会は入札監視委員会にかかわる論議にはタッチしないのですか。

事務局 一応公契約適正化委員会という大きいくりですので、各部会のほうでもんでもらって、例えば大きい委員会を開く際に、各部会のほうの意見をいただいて、やはり大きい委員会としてそこでまた御議論もできるという形で考えています。

委員 議論はできる。そうすると、参加するメンバーは、ここにありますスケジュールの中の3種類の委員会がございますね。最初に公契約適正化委員会、労働報酬専門部会、入札監視委員会と3種類ございますね。

事務局 3種類というか、公契約適正化委員会としてはもうこのメンバーは1つですので、その後、委員会のほうで会長、副会長等決定した後、各部会に分かれていただいて、例えば労働報酬専門部会であれば、そちらのほうの目的に対して御議論いただくと。入札監視委員会のほうにつきましては、今まで私どもがやってきました区の契約案件の部分についてやっていただく。最終的に公契約適正化委員会のほうで両方の部会から上がってきたものについて御議論ができるという形を今事務局のほうでは考えていると。

委員　　そうですか。そういう運営の仕方もあるかなとは思いますが、これまで私が参加していた委員会の中の議論は幾つか、労働報酬を決めるだけじゃなくて、決め方についての論議というのがやはり全体の、例えばここに書いてあるような公契約の契約から履行過程全般を見るという形になる。互いに戻ったり、また進んだり、そういう課題が出てくると思うんです。例えば積算基準が適正であったかどうかというようなこと、それから事業者の報酬なり労働者の報酬なりが動いていくという関係で戻ったり進んだりしなきゃならないところがあると思います。こちらで決めた結論だけで全部議論ができて、終わるかということ終わらないので、率直に言うと、このメンバーですから、余り部屋を区別しないほうがいいんじゃないかと思います。けれども、両方の議論ができる入ったほうがいいという趣旨です。

事務局　　区のほうでも、こういった委員会というのはさまざま持っておりまして、例えば保育部門なんかになりますと、大きいこういった委員会がございまして、そこを保育園を考える部会、幼稚園を考える部会とか、高校生のことを考える部会とかそういうふうに分けまして、各部会のほうで考えたことを一度こういう大きい会に上げまして、そこで保育専門部会ではこういう御意見が出ました、幼稚園部会ではこういうふうに出ました、そこでさらにもんで、今委員おっしゃったように、いや、それについて違うんじゃないですかという意見もございましょうし、逆に、いやいや、それでもいいんじゃないでしょうかという御意見も両方出ると思います。ですから、その場面を全体会でやっていただくと。ただ、最終的には全体会になるんですけれども、例えば個々の労働報酬単価ですとかその辺を決めるのに、こういった大きい会議だけではなくて、部会のほうで労働者代表と事業者代表、あと中立的な学識経験者のもとで議論をしていただいて、こういうふうに上がりましたということ、事務局としては考えております。

委員　　そうですか。わかりました。細かいことは抜きにして、希望があれば、専門部会なり入札監視委員会にそれぞれ会議開催の情報をいただいて、参加は自由で、発言機会等に問題はあると思うんですが、場合によったら決をとらなきゃならない場合が起きるかもしれません。その際はどうかというのはおくとして、ひとまず出入りは自由になさった上で区別するというやり方はどうでしょうか。

事務局　　それにつきましては、きょう出た意見ですので、この場でこうしましょうというのは事務局側としても言えないので、御意見として伺いまして、委員は同じですから、そういった部会ごとで出入り自由。ただ、労働報酬専門部会のほうでは発言をどうするかとか、その辺もあると思いますので、その辺はちょっと検討させていただければと思います。

委員 それぞれ御専門の分野をお持ちの先生方ですので、いろんな意見があった上で、専門部会なりのまとめをするという、そういうことは別に余り妨げにならないと思いますので、できればそういう形の運営をしていただくと有効な議論ができるんじゃないかなと思います。

事務局 わかりました。その辺につきましては、今後持ち帰りまして、今、事務局としては2つほど部会として案を持っていますが、その参加する場合、当然その次の議事録であったりとかは、各委員さんには送るつもりではいましたけれども、そこに参加できるかどうかはもう一度考えるというか、検討させていただければと思います。

委員 ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

委員 私の意見、もし今のようならできる。そうでない場合には、私は両方に出るわけだ。変な話だけれども、時期がずれるみたいですので、私はもともと労働報酬専門部会に入るものだと思ってこの条文を読んできたので、もし今のでよければいいんですけれども、今のがだめな場合、私は両方に入れてください。別に入札監視委員会が嫌だと言っているわけじゃないので、労働報酬専門部会をやりたいと言っているのです、可能であれば両方でいく。

事務局 わかりました。

委員 でも、両方出入り自由だというのなら別に問題はないです。

事務局 今のお話は、今私どもで検討させていただきたいという話をさせてもらいましたので、その部会についての傍聴ではないですけれども、出る出ないについてはちょっと検討させていただきたいと思います。ただ、一応今まで……。

委員 今のでよるしいんですが、これまで入札監視委員会のほうに携わってきたあれからしますと、ここで出てくるときの資料というのが企業名、それから実際に入れた金額、それらの情報が全部入ってきますので、かなり秘匿数字、我々もその資料は帰るときには会議の席に置いていくという、そういうような実際の札自身が左右されるところがありますので、そこら辺はぜひ配慮して。

事務局 そうですね。一応その辺につきましては、例えばさまざまな委員の方を入れていただいていますので、どういう感じにするのかについては、その辺も含めまして検討させていただければと思います。

委員 ひょっとしたら、やっぱり入札監視委員会というのは特殊なお仕事なんだと思うんですね。既に現存していますし、事実として多分具体的な入札されているところの内容を精査するという意味で言うと、先ほどの説明の中でいくと、入札制度関係も含めて監視する以外のことも全部、どちらかというに入札監視委員会のほうで御議論をして、その結果だけはどうやら全体会にみたいなお話ですけれども、多分きょういらっしゃっている事業者の皆さんとかは、

例えば労働報酬専門部会で別に労働者の最低賃金を決めるためだけにいらっしゃっているわけではなくて、実際に入札でお仕事をされている立場からどう入札制度をよくしたいかということをお意見するためにいらっしゃっていると思うんですね。だとしたら、余り入札監視委員会のほうでばかり入札制度をやってしまうと、いらっしゃっている皆さん、ここにわざわざ呼んだ意味がどんどん薄れていってしまうと。ちなみに、労働報酬専門部会についても、一応条例上は下限額を決めることがお仕事というふうになっているんですが、個々の委員会に分けちゃうのはいいんだけど、個々にお仕事の内容というか責任範囲が狭められれば狭められるほど、全体会自体を定期的に行わないと、先ほど事務局のほうからは、あくまでも案だということで御提示はいただきましたが、このスケジュール案でいくと、どう考えても今出たような話をやれるようなペースは考えられないと思うので、その辺も含めてもう一度御検討いただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

事務局 よろしいですか、先に御質問が。

委員 私も感想なんですけれども、入札監視委員会という委員会の名前が非常にイメージが暗くなるというイメージを持っているんじゃないかと思うんですね。というのは、落札率が高いと談合があったんじゃないかとか、そういう悪い方向で見取っていく、その辺がちょっと問題の部分なんです。ですから、私ども事業者として、区役所さんのほうに入札制度改革をこうしてくださいというお願いも具体的に出しているんですね。そういったものを生かすような、それこそ入札監視じゃなくて、入札制度委員会みたいな方向に持っていけないのかなという感じはしています。要求ですけれども。

事務局 いろいろ御質問の中で御意見も大変多く頂戴いたしました。私どもも、きょうは第1回目ということで、ある程度のテーブルを用意させていただいて、これから御議論に入っていこうと思っております。特に今、入札監視の監視という言葉にご意見がありましたし、また、労働報酬専門部会のあり方、持ち方、あるいは公契約適正化委員の委員さんの傍聴というんでしょうか、かかわり方、こういういろいろ課題もいただきましたので、一度事務局で考えさせていただいて、先ほど御説明しましたスケジュールの中に、そういう部分ももう少しふやすような形になるだろうかと思いますが、そこは私どもも1回検討させていただいて、どういう形でまた委員さんに御説明をすればいいかということは、事務局に預らせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 きょう、（委員名）も見えていないので、できれば近いうちにもう一度全体会をやっていただいて、今のきょう出た意見の結論なり、再議論なりをしていただきたいと思います。12月まで結論を待つわけにはいかないのです。

事務局 御意見として承って、私ども検討させていただきたいと思います。

委員 そのほうが結局、最後うまくいくと思いますよ。皆さん、初めてできたこの委員会で、しかも、ほかのと違って、入札監視も含めてどういうチームをつくって何をしていくのかについて、やっぱり（委員名）も入れて全員で10人で意思決定したほうが、少し時間がおくれそうだけれども、かえって早いんじゃないかなということを意見で述べておきます。

事務局 それでは、時間も過ぎてまいりますので、会長の選任ということで、先ほど事務局一任ということがございました。そのほか、会長にはこの方というお名前がありましたら よろしいですか。なければ事務局のほうで。委員会の会長を選任しないといけませんので、今（委員名）というお話もございまして、そこはあり方は全体を含めて検討できればという形で考えております。では、事務局のほうから。

事務局 会長につきましては、事務局案としましては、これまでも入札監視委員会の会長をやっていただいております、中川委員に会長をお願いしたいという御推薦でございます。

事務局 今、事務局のほうから提案がありました、いかがでしょうか。御異議ございませんか、よろしいですか。御異議はなしと認めますので、中川委員が会長に就任ということで、本委員会の会長には中川委員が選任されました。

それでは、会長から次の議事進行をお願いします。会長席にどうぞ。

会長 今、本当に会長ということで、まさにこの公契約適正化委員会、これは東京の中でも初めて動いていくというようなこともございますし、それから、入札委員会のほうでそうやってきて、それで幾つか意見具申するんですが、それが入り口のところでいいですか、きょうは実際の契約のところであるとか労務単価の積算というのは標準積算なんかで動いていくところがあって、その中における最低賃金をどう考えるのかということもちゃんとやっていくべきではないかというようなこともこれまであったわけですが、その部分ができれば、この適正化委員会全体の中で議論できていくような形になれば一番いいのかなというふうに個人的には思っております。

その部分がまさに契約制度そのもののあり方といったところにつながっていき、これまでで言いますと、我々からしますと単に出口のところだけを見ていて、ここのところは一体どうなっているんだろうかなというところが非常に気になっていたところですが、そういったあたりが区民にとってもよりわかりやすい形で、この適正化委員会のところでの議論ということが出ていくようにならねばなと考えております。

まだまだ本当にふなれでございまして、そういう点を運営できるかどうかというのも心配でございしますが、皆様方の活発な意見、相對する意見も含めて

活発な御意見が出る中において、この委員会を進めていくことができればというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、この議題、先ほど(3)の経緯と概要等についてということがありましたが、議題、大きくは3つございまして、副会長の選任ということがございますが、本件につきましては、本日、これまで幾つか御議論がありましたので、それを踏まえて進めていったらどうかというふうに考えております。私が思っているところもございまして、この副会長選任につきましては、事務局のほうはいかがでしょうか。私のほうから申し上げてもあれなんです、先ほど(委員名)からもございましたけれども、(委員名)はきょうおりませんし、できれば全委員がそろった段階において、この委員会の役割ということも少し整理していただいた上で、副会長の選任ということは次回決めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。

事務局 はい。

会長 ありがとうございます。この進め方に関しましても、今後、次回までに幾つか少し整理していただくこともあるかと存じます。

それでは、先ほど資料2の御説明は少しいただきましたけれども、今後の進め方などについて、それから、世田谷区公契約条例制定の経緯と概要につきまして両方まとめて、事務局のほうから何かございますれば、よろしくお願いいたします。

事務局 (3)の世田谷区公契約条例制定の経緯と概要につきましては、資料を添付しておりますので、後ほど確認していただければと思います。あと、その他で。

会長 今後の進め方につきましては先ほどのお話で、まずはこの中で急いで開催をしなければいけない部会というようなものはございますでしょうか。それまでの間にもう一度この適正化委員会を開催する形で進めるということで、それぞれ最初の案では労働報酬専門部会並びに入札監視委員会等をこういうスケジュールでということもございましたが、第2回の公契約適正化委員会において検討する内容も含めて御議論いただいて進めていくということがいいのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

委員 それでももちろん結構です。ただし、もう既に新年度が始まっていることでもありますので、この条例が既に効力を持っているというふうに考えますと、現実に契約が今後進んでいく現実があるので、大体公契約条例を適正に運営していくという立場から申し上げたりすると、例えば昨年の実績を踏まえて、適用する公契約条例の適用案件の分量ですね。例えば建設なり、あるいは委託な

り、そういうものの事業量というか、対象となる事業の量というのはどのくらいあるのかという問題と、それらに対するさまざまな改善の提案のやり方とか、契約なり契約の履行に係るプロセスに対するこの委員会としての調査なり、あるいはその調査が適正に行われるための基本的な仕組み、やり方、そういうものがどういうふうになっているのか。委員会の実際の法律的な効果を上げられるような、そういうものはどんな準備がされているのか。それがないと、なかなかこの委員会の中でどんな議論をしたらいいのか、ちょっと明確にならないと思うんです。それから、ほかの区や市でも、あるいは県でも、こうした条例をつくっているところもございますので、そういったところが実際にどういう運営になっていて、どのような課題があるか、あるいは効果があるのか、そういうものについて、できれば資料の収集なりをお願いできるのか、あるいはこちらでそれは調べなければならぬのか、この辺の進め方についても、事務局で何か御案をいろいろ準備されているとは思いますが、そんなことをちょっと伺いたいと思うんです。

事務局 よろしいですか。事業量というお話がございました。冒頭、先ほど区長の挨拶にもありましたように、工事で何千万円以上、委託で何千万円以上ですとかありますので、事務的にはケース、ケースで何件というのは出ています。それから、他自治体での取り組み状況ということですので、これは全国で先進的に取り組まれているところもありますので、割と遠いところではなくて、関東近県以内でもし参考となるものがあれば、多少それは私どもで対応させていただけるものはさせていただいて、参考としていただければと思っております。その中で、委員の皆様にご指導いただきになりして、この委員会の実効性を目指してという準備のほうは事務局としてさせていただきます。

委員 では、私のほうから。都内で6つ目なんですね、世田谷は。それで、たとえば他の5つは既に施行されていると思われるので、建設部門における下限報酬だとか、多摩市は大体公表されているんですけれども、あわせて建設以外の、土木以外の委託部門の単価、どういう基準で幾らになっているのか。それがどういう根拠で決められているのかわからないので、一覧表か何かにしていただいてお示しいただきたい。あわせて区の非常勤職員あるいは臨時職員の時給、おおむね時給で決まっておりますので、多分世田谷区の要綱か何かがあるんでしょうけれども、こういう職は幾らとか、東京都だと一覧表、何が幾らとか、消費生活調査員は幾らとかなっていますので、そういう時給単価のわかる世田谷区の非常勤職員のものなどは労働報酬専門部会の資料になると思いますが、一般の委員、もしならない場合もあると思いますので、ぜひそれは次回までじゃなくて、次回にはそういう資料を出して、それをもってその次集まるというような準備はしていただきたいと思います。

それからもう一つ、日程の決め方なんですけど、ここでいつも主催者側の区の方の都合でここで決まるんですけども、きょうはいますので、3つぐらい日程を入れていただいて、あと(委員名)がそのうちどれか1つぐらいということで、できれば今のうちにもう次回を決めていただきたいと思います。というのは、私ども弁護士は、きょう裁判所へ行くと大体1カ月先を入れちゃうんですよ。そうすると、いただくころにはもう入っちゃっていると。これは調停委員もそうなんです。ですので、できれば9人に出ていただきたい。9人でできれば一番いいんですけども、3つぐらいやって、そのうちの1つを(委員名)に選んでいただいてということで入れていただかないと、そうしないと、私は多分この委員会にほとんど来れなくなると思うんです。できればそういうふうにして決めていただきたいと思いますというのが希望なんです。

事務局 今の意見で日程調整なんですけど、多分各委員の中には一度戻ってみたいとわからないとか、その辺もあると思いますので、現時点でもしわかっている日程等ございましたら、各委員さんのほうに予約シートをお配りしますので、5月、6月、その辺で.....。

委員 少なくともいる人で手帳を持ってやったほうが早いんですよ。ほとんどいますので、きょう行ったら、もう1月先のやつは裁判所なんかで入ってきているから、だから、それはむしろ手帳を開いていただいてやらないと出られなくなっちゃうんですよ。これはバツをつけるんですか。

事務局 全員の御都合のいい日が今わかれば、それはいいですよという感じですよ。

委員 いる人で、とりあえず会長は出ないとまずいので、会長の御都合のいい日を言って、皆でいいとか悪いとか言ったほうがこれを書くよりも早いんじゃないですか。ここに書いたってほとんど全部バツって、全部手帳に書いて.....。

事務局 あとはメールで瞬時にやりとりするようなことも考えられるかなと。

委員 だって、人がここにそろっているんだから。むしろ手帳がない方がいいれば、後で書いていただいて、いる人はちょっとあけて。

事務局 もし差し支えなければ、メールでやりとりさせていただければと思うんですが。

委員 今言ったほうが早いんだよ。会長のあいている日を言っていただいて。

会長 今の段階で、恐らく5月、6月だと、できれば5月ということなんだと思うんですが、その中で、時間であるとか、それは何か特にあるんでしょうか。

事務局 私どものほうとしては、全委員が集まる日がいいので、午前であっ

ても、午後であっても、その辺については別に指定することはないです。ただ、会場の関係がございませぬので、早目に何月何日の午前中は丸だけれども、午後はバツですとか、そういうものをいただければ、その中から全委員さんの丸のところを確認させていただいて、その日に設定するという形かなとは思っておりますけれども。

会長 午前、午後、夜というのは想定なし。

事務局 委員の皆さんが夜でいいということであれば。

会長 それも含めてということですね。

委員 いずれにしても会長がいらっしゃらないことには開催するわけにいかないの、だめという日を少なくともお示しいただいて決めてはいかがでしょうか。

委員 この日がいいと言って、みんなでいいということで、それを3つぐらいつくったほうがいいですよ。

会長 事務局のほうからすると、5月に入ればもうどこでもいいという感じなんですか、それとも5月の半ば以降というか。

事務局 そうですね。5月半ば以降で、先ほどいろいろ資料もありましたので、言われている資料もございませぬので、できれば5月半ば以降で。

〔日程調整〕

会長 再度確認しますと、5月25日月曜日が16時から18時、6月2日火曜日が15時半から17時半、5月28日木曜日が13時半から15時半ということで、今の順番でよろしいでしょうか。5月25日が第1希望で、第2希望が6月2日、できればこの2日間の中で決めていきたい、よろしいでしょうか。それで、(委員名)に連絡をとっていただいて、この週のできるだけ早く伝えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

委員 済みませぬ、ちょっと要望なんです、きょうは1回目なので、こちらの会議室に来て次第、資料を見させていただいているんですが、多分資料や次第、今度いろいろ準備をされるということなので、できれば会議の前に、次の委員会ではこういうことを議題としてやるので、こういう資料を用意していますというのをメールでも何でもいいので先にいただければ事前検討ができるんですが、当日見せられて、これですと言われてしまうと意見を言う場もなくということ、お願ひをしたいなということ。

会長 当日席上配付せざるを得ないものもあると思いますが……。

委員 それは結構です。

会長 そうじゃないもので、このときにはこういうことを議論する、そしてまた、この中で配付して問題ないという資料等については、できるだけ事前配付をしていただきたいということですが、その点、よろしいですか。

事務局 はい。

会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 あともう一つ、公契約を進める際の材料があればということです。1つは、入札に際して、これは公契約条例適用の契約というものをどういう形で入札、あるいはその以前に応札のときに示すのか、その方法を明示すべきですね。それから、契約した後、落札後の施工や実施に当たって、この事業は公契約条例に基づいて進める事業だということを理解する方法を何か考えておられるかどうか。その辺の事業推進方法について、区側でどんなものを用意されているのか、それらがあれば出していただけると幸いです。

というのは、事業者、元請契約なり、あるいは請負契約にしたところが、外から見ると何の区別もないということになりますと、その条例がどういうふうになっているのかというのを確認するすべがそれだけ薄くなってしまっておそれがあるので、できれば明示的にしておいたほうが、今後のこの委員会での議論に大事な情報なり事実がつかめるんじゃないかと思えます。その辺の書類なり、チェックシートというのがございますけれども、そういうものも含めてどういうものでやろうとされているのか。これから契約がどんどん進んでいく時期になると思いますので、その辺のことを事前に、できれば示していただけると議論の参考になるんじゃないかなと思うんです。

事務局 今、工事を公示する大体1カ月から1カ月半ぐらい前に公示差し上げますけれども、その中に、本案件につきましては公契約条例に適應していますというような形でやっております。御案内のとおり、3000万円以上の工事と、あと2000万円以上の委託や印刷請負も含めたものについて該当しておりますので、そのような形で入札ないし、随意契約をする際も御案内は差し上げています。また、先ほどもお話しがあった労働環境チェックシートにつきましても、一応50万円を超えるような契約全てにおいて御提出いただいております。今、事業者様からもいろいろな御意見をいただいているところで、この書き方はどうなのかとか、そのようなお話をいただいておりますので、一定の効果というか、事業者様方もこういった労働関係のことについて興味を示していただくような状況になっておりますので、区としてはそのような労働環境チェックシートを、また、これにつきましては公表する、何か御要望があれば区民の方も閲覧できるような形でやっております。ただ、今はまだ4月の中旬ですので、事務のほうはまだ追いついていない部分がございます。もうしばらくしましたら、労働環境チェックシートもごらんいただけるような形で、皆さんにホームページも含めて周知させていただければと思っております。

委員 そうですか。

会長 現段階で3000万円、2000万円というあたりをお話しして、公契約、恐

らく議論を進めていくと。この公契約条例の対象、3000万円というのを下げたほうがいいんじゃないかとか、いろんな話が今後出てくるかと思いますが、共通理解を得るための資料もこの委員会のところでも配付させていただければありがたいと思います。よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

事務局 委員の方々から資料の用意をという話も出ましたので、恐らく次回の第2回目は、この委員会の運営をどうするかというようなことが議題の中心になっていくかと思いますので、それを優先して、私どもは資料提出できるものは提出させていただきたいと思います。また、それを経て、労働報酬専門部会であるとか入札監視委員会ということで、またそちらの部会でも必要な資料等がありましたら、部会のほうにお出しをしていきたいと思っております。

委員 あともう一点、希望です。先ほど異議が出ました入札監視委員会の監視という文字が、そもそも何かマイナスのことがあるんじゃないかという前提でネーミングされているように感じられます。もし変更可能であれば、監視というよりも、改善とか、改革とか、そういう進め方についての意思をあらわす言葉にならないでしょうか。名と体は別だと言われればそうなんですけど、監視だけだと、最初から管理監督という感じですので、いろいろ議論すると考えますと、監視という言葉だけじゃないほうがいいと思います。

事務局 今まで自治体等の公共工事の発注者が、平成12年に制定された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律ということで、いわゆる入札契約適正化法に基づきまして入札及び契約の適正化に取り組むことが求められている。そのために、第三者機関としてこの法律に基づきまして入札監視委員会というものについて世田谷区は設置して、今まで来ているという形ですので、その名称につきましては、こういった法律の中ですので、変えられるかどうか、またほかの市区町村がどうなのか、ほかのところも含めまして若干検討を。

委員 そうすると、入札監視委員会の設置に関する法令は生きているわけですね。

事務局 そうですね。

委員 そうすると、2つの公契約条例ともう一つの要綱と二重になるということですか。

事務局 いえ、要するに入札契約のほうにつきましては、一応こういう法律があって、これをもとにやっていますよという話なので。

委員 国の認定法のあれですね。

事務局 あとは、区のほうで要綱でそういうふうに定めている形ですので、一応この適正化委員会としては2つの部門を設けたいというのが当初の趣旨の形でございます。

委員 監視じゃなくて、適正化委員会なら大丈夫ですよ。適正化委員会と。事務局 名称ですか。

委員 はい。

事務局 ですから、先ほど申し上げましたように、名称についてはこういう法律から来ていますので、各市区町村、その辺のこともちょっと調べさせていただいて、名称はそういうふうな形で変更できるのかどうかを検討させていただきという形で今申し上げております。

委員 それは要綱になっているからね。要綱を変えなければ名前を変えられないですよ。

委員 わかりました。

委員 議事録の問題を一番気にしているんですけども、私は別にきょう私が言ったのを書いてもらっても構わないんですけども、ある程度ルールをつくって、このぐらいというのをやっていただいたほうが、多分同じことはいろんなほかの市区町村でもやっているの、千代田区から足立区からいろいろできているところもあるんだけれども、お互いに勉強し合う必要もあるし、お互いに透明性の議論の必要があるの、議事録を今回1回つくっていただいて、それを次回見ながら、どうやってつくるかというのもちょっとやってみたいんです。お仕事柄、多分おつくりになるとは思うんですよ。この間、私は3回か4回ぐらいずっと述べているんだけれども、その辺も含めて1回おつくりいただいて、次回の前に配っていただいて、それをどういうふうに公表するかについての意見交換を、きょうを題材にして、次回ぐらいに入れていただいたらと思うんです。だから、今回については出すにしても出し方の問題があるので、1回つくっていただいて、次回までに送っていただいて、みんな意見を言って、次回に大体大筋を決めたいな、していただければと。ちょっとわがままなんですけれども、これはいろんな研究課題にもなるし、いろんなところのお互いの交流問題となりますので、ぜひお願いいたします。世田谷が一番いいやつをつくりたいと思っていますので、いろんな新しい入札関係も含めて全て改善するとなると、これはほかにないことですので、その議事録について、できれば議論の関係もできるだけ公表したいとは思っていますので、1回つくっていただいて配っていただきたい。

事務局 それは事務局の考え方は。

事務局 うちのほうでは、きょうの議論的なものについては、入札であったりとか、予定価格であったりとか、最低制限価格であったりとか、そんなに深く踏み込んでいませんので、議事録としては、きょうのやつはある程度書いて公表できる形だとは思いますが、今後、そういった形で非公開的な部分も当然出てきますので、それをどうするかという形のものについては、次回の皆さ

んの検討委員会のほうで。

委員 では、次回こうしたいというものを出示していただくと。

事務局 ですから、次回について、私どもの考えとしては、本来的に非公開でいきたいとか、公開でいきたいとか、その辺を示させていただきたいと思います。

委員 わかりました。結構です。

会長 いかがですか、よろしいですか。

委員 それでいいです。

会長 それでは、議事のほうはここで、あとは事務局のほうに。

事務局 先ほどの日程を（委員名）のほうと調整させていただいて、日程が合った日を早急に皆様のほうにメール等でお知らせさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会長 あと、事務局のほうから伝えられることとか、これはよろしいんですか。

事務局 事務手続の話。

事務局 机上のほうに経歴書と、あと今回の報酬の関係で口座の登録をさせていただきたいと思いますので、こちらの資料をお配りさせていただいております。それにつきましては、本日、こちらで御記入いただいても構いませんし、封書をつけておりますので、後日、御記入の上御返送いただければというふうに思います。御協力のほどよろしくお願いいたします。

委員 これは2部あるけれども、1部出せばいいんですよね。

事務局 2部ありますか。

事務局 予備です。

委員 予備ですか、わかりました。

会長 ということだそうです。よろしいでしょうか。

では、どうも本日はありがとうございました。